

# 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

平成 18 年 10 月 24 日

北 秋 田 市 長 岸 部 隆

## 1. 業務の概要

(1) 業務の名称 北秋田市住生活基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、新北秋田市の特性に応じた住宅まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、今後の住宅行政の目標事項等を定める『住生活基本計画』の作成並びに既存公営住宅等(以下『公営住宅』という。)の計画的な改善計画等を定める『公営住宅ストック総合活用計画』を策定し、今後の住宅行政に反映させることを目的とする。

(3) 業務内容

別添 北秋田市住生活基本計画策定業務 特記仕様書(以下『特記仕様書』とら)を参照のこと。

(4) 履行期限 平成 19 年 11 月 10 日

## 2. 参加資格

技術提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 17・18 年度北秋田市入札参加資格者名簿(以下『有資格業者名簿』とら)において土木関係建設コンサルタント業務の『都市計画及び地方計画部門』に登録されていること。

なお、会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、北秋田市長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。

(3) 本公告日現在、秋田県内に主たる営業所(本社・本店等)又は従たる営業所(支店・営業所等)を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。

(4) 秋田県内において元請として完了し、成果品等の引渡が完了した住宅マスタープラン策定業務、住宅ストック総合活用計画策定業務等(同種業務含む)を実施した経験を有すること。なお、当該施行経験は、年度を問わないが、できるだけ近年に施行した実績が好ましい。

(5) 本業務の実施にあたって、上記(4)に掲げる業務に従事した経験を持ち、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす者を技術上の管理を行う管理技術者として配置できること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士(総合技術監理部門 建設 - 都市及び地方計画)

イ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士(建設部門 都市及び地方計画)

ウ 社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM(技術部門 - 都市計画及び地方計画)

(6) 上記(5)に掲げる者と同等以上の能力を有する者を、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者として本業務に配置できること。ただし、施行経験については、秋田県内における施行経験に限らないものとします。

(7) 法令等に基づく営業停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 北秋田市長から、指名停止措置を受けている期間中でないこと。

### 3. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価基準は、下記のとおりとする。なお、当該基準の詳細については、別添「プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)を参照してください。

- (1) 技術職員の経験及び能力  
配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容、同種業務の実績数、手持ち業務の状況等
- (2) 配置予定技術者の本業務への取り組み姿勢  
配置予定技術者の専門技術力、業務への取り組み意欲、質問に対する応答性等
- (3) 業務実施方針、実施フロー等  
業務理解度、実施手順等
- (4) 特定テーマに対する技術提案  
下記に掲げるテーマに対する技術提案に関する的確性、実現性等  
テーマ1「地方都市における住生活の課題と打開策について」  
テーマ2「空家となった個人住宅の活用のための工夫について」

### 4. 参加意思表明書の提出に関する事項

- (1) 本業務に係るプロポーザルに参加しようとする者は、参加意思表明書(様式1)を提出してください。

- (2) 参加意思表明書の入手方法

参加希望者には、下記のとおり参加意思表明書を交付します。

- ア 交付場所 北秋田市役所 建設部 都市計画課  
0186 - 62 - 6641 (直通)

上記のほか、北秋田市ホームページからのダウンロードによっても入手可能です。当該ホームページアドレスは以下のとおりです。

<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>

- イ 交付期間 平成18年10月24日(火)から平成18年11月6日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

- ウ 交付時間 午前8時30分から午後5時まで

- エ 交付費用 無料

- (3) 参加意思表明書の提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出してください。

電子媒体による提出、電送及び電子メールによる提出は認めません。

- (4) 参加意思表明書の提出期限等

- ア 受付期間 平成18年10月24日(火)から平成18年11月6日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

提出は、必ず設計図書等の閲覧が終わってから行ってください。

- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

- ウ 受付場所 北秋田市役所 建設部 都市計画課

- エ 提出部数 1部

### 5. 技術提案書の提出に関する事項

上記4に掲げる手続により参加意思表明書(様式1)を提出した者は、以下のとおり技術提案書を提出してください。

- (1) 提出書類 技術提案書(様式2~6)  
技術提案書提出にあたっては、業務実績を確認するための契約書の写し及び仕様書等の写し(TECRIS業務カルテを含む。)及び配置予定技術者の資格等を確認するための証明書等(合格証明書又は登録証書等)の写しを必ず添付してください。

- (2) 技術提案書の入手方法

下記のとおり技術提案書を交付します。

ア 交付場所 北秋田市役所 建設部 都市計画課  
0186 - 62 - 6641 (直通)

上記のほか、北秋田市ホームページからのダウンロードによっても入手可能です。当該ホームページアドレスは以下のとおりです。

<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>

イ 交付期間 平成 18 年 10 月 24 日(火)から平成 18 年 11 月 13 日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)  
ウ 交付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
エ 交付費用 無料

(3) 技術提案書の提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出してください。

電子媒体による提出、電送及び電子メールによる提出は認めません。

(4) 技術提案書の作成方法

技術提案書は、各様式に示された注意事項及び別添「北秋田市住生活基本計画策定業務プロポーザル実施要領」(以下「要領」とら)の記載事項に留意の上、作成してください。なお、技術提案書作成に関する質問は、北秋田市建設部都市計画課にて受け付けます。

(5) 技術提案書の提出期限等

ア 受付期間 平成 18 年 10 月 24 日(火)から平成 18 年 11 月 13 日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

提出は、必ず設計図書等の閲覧が終わってから行ってください。

イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
ウ 受付場所 北秋田市役所 建設部 都市計画課  
エ 提出部数 1 部

6. 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術提案書の審査の結果、特定された技術提案書の提出者に対し、技術提案書を特定した旨の通知を平成 18 年 12 月上旬(予定)に郵送をもって行います。

(2) 技術提案書の審査の結果、提出した技術提案書が特定されなかった者には、特定されなかった旨とその理由を書面(以下「非特定通知」とら)により通知するものとします。

(3) 上記(2)の非特定通知を受けた者は、北秋田市長に対して、特定しなかった理由に関してその説明(以下、「非特定理由説明」とら)を求めることができます。

(4) 上記(3)の非指名理由説明を求める場合には、非特定通知を行った日の翌日から起算して 5 日(北秋田市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 1 条に規定された休日(以下「休日」とら)を含まない。)以内に、その旨を記載した書面を提出してください。  
なお、書面の様式は任意とします。

(5) 上記(4)の書面は持参又は郵送(簡易書留に限る。)するものとし、電送及び電子メールによるものは受け付けません。

(6) 北秋田市長は、非指名理由説明を求められたときは、非指名理由説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に書面により回答します。

(7) 上記(4)の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとします。

ア 受付窓口 北秋田市役所 建設部 都市計画課  
0186 - 62 - 6641 (直通)

イ 提出時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(休日を除く。)

7. 本公示に関する質問及び回答

(1) 本公示に関する質問は、以下に従い北秋田市長に対し、文書で行ってください。なお、質問書の書式は任意とします。

ア 受付場所 北秋田市役所 建設部 都市計画課

0186 - 62 - 6641 (直通)

- イ 受付期間 平成 18 年 10 月 24 日(火)から平成 18 年 11 月 6日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- ウ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留に限る。)

電送及び電子メールによる提出は認めません。

- (2) 質問に対する回答は、質問書を受理した日から 3 日以内 (休日を含まない。)に書面 (以下「回答書」とら。)で郵送、電送及び電子メールのいずれかの方法により行います。  
また、提出された質問書及び回答書は、北秋田市建設部都市計画課において閲覧に付します。

## 8.その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公示に係る説明会及び現場説明会の有無 無
- (3) 技術提案書に係るヒアリングの有無 有  
ヒアリングの実施日については、別途書面で通知します。また、ヒアリングは、別添要領に示した内容に基づき実施します。
- (4) 提出された意思表明書及び技術提案書 (以下「提出書類」とら。)は返却しません。なお、提出書類は、情報公開条例に基づく申請があった場合を除き公開しないものとし、また、本業務に係る技術提案書の特定を行うための審査以外に無断で他に使用しません。
- (5) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (6) 提出書類に虚偽の記載等不正の行為をした者は、提出した技術提案書を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (7) 提出書類は、資本金及び人事面から同一の者と認められる複数の者が、重複して提出することはできません。
- (8) 提出期限以降における申込書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがあります。
- (10) 提出した技術提案書が特定された者は、本業務に関して随意契約を北秋田市と締結するための見積合せを行うものとします。
- (11) 契約を締結した場合は、技術資料等に記載した配置予定技術者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として本業務に配置するものとします。なお、病気、死亡及び退職等種々状況からやむを得ないものとして北秋田市長から承認された場合のほかは、配置技術者の変更は認めません。
- (12) 技術提案書の特定後、法令違反等の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがあります。また、契約締結後に法令違反等の事実が確認され、その内容が悪質であると認められるときは、契約の解除を含め、必要な措置を講ずるものとします。
- (13) 契約書作成の要否 要
- (14) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (15) 詳細は、別添「北秋田市住生活基本計画策定業務プロポーザル実施要綱」、北秋田市住生活基本計画策定業務業者選定委員会設置要綱」、北秋田市住生活基本計画策定業務特記仕様書」、北秋田市住生活基本計画策定業務プロポーザル実施要領」及び「プロポーザル評価基準」によります。